

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 23 年 1 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 2 号

瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市道の駅の設置及び管理に関する条例（平成 22 年瀬戸市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

道の駅 瀬戸市道の駅

利用者 条例第 13 条の規定により承認を受けたもの

入場者等 市民及び来訪者並びに利用者

指定管理者 条例第 11 条の市長が指定するもの

市内産農産物等 市内産農産物（本市の区域内で生産された農産物をいう。）及びその加工品

(地域振興施設)

第 3 条 条例第 4 条第 1 号の地域振興施設は、次に掲げる施設で構成する。

農産物直売施設 主に市内産農産物等を販売する施設

地域食材供給施設 主に市内産農産物等を使用した料理を提供する施設

(入場又は利用の制限)

第 4 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、道の駅の入場又は利用を禁止し、又は退場を命ずることができる。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者

施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認める者

その他道の駅の管理上支障があると認める者

(入場者等の遵守事項)

第 5 条 道の駅の入場者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

所定の場所以外の場所において喫煙しないこと。

指定管理者の指定する場所以外の場所において火気を使用しないこと。

指定管理者の許可を得ないで印刷物等を掲示し、又は配布しないこと。

指定管理者の許可を得ないで所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

他人に危害を加え、又は迷惑となる物品を持ち込まないこと。

指定管理者の承認を得ないで物品を展示し、若しくは販売し、又は許可を得ないで寄附金その他これに類するものの募集行為をしないこと。

前各号に掲げるもののほか指定管理者の指示すること。

(駐車場における禁止行為)

第 6 条 入場者等は、駐車場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

区画線に従わないで自動車を駐車し、又は他の自動車の駐車を妨げ

ること。

騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。

駐車場の施設及び駐車中の自動車を損傷し、又は汚損すること。

指定管理者の許可を得ないで駐車場をその用途以外に使用すること。

(利用の基準)

第7条 条例第13条に規定する利用の基準は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

次に掲げるものの展示販売等を行うこと。

ア 市内産農産物等

イ その他条例第2条に規定する道の駅の設置の目的に合致すると市長が認めるもの

販売又は製品の加工について法令その他これに準ずるものの規定に基づき許可を必要とする場合は、当該許可を取得していること。

前2号に定めるもののほか市長が必要と認めること。

(利用の承認)

第8条 条例第13条に規定する承認は、指定管理者が別に定める方法によるものとする。

2 前項に規定する指定管理者が別に定める方法は、指定管理者が、市長と協議をし、定める。

(利用料金の減免)

第9条 条例第15条の規定により減免することができる利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

市又は市の機関が主催する催事等に利用する場合 利用料金の額に相当する額

その他市長が特に必要があると認める場合 市長が相当と認める額

2 利用者は、利用料金の減免を受けようとするときは、道の駅利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号に該当する場合は、この限りでない。

(損傷等の届出)

第10条 入場者等は、道の駅の施設、設備、備品等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第7条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。